

## しごとサポート運営業務委託実施要領（公募型プロポーザル）

### 1 案件名称

しごとサポート運営業務委託

### 2 業務内容に関する事項

#### （1）事業目的と概要

本市では、身体障害、知的障害、精神障害、その他の障がいのある者及び生活困窮者等（以下「障害者等」という。）の就労による自立した社会参加の推進及び障害者等の職業生活の安定を図るために、地域の労働、福祉、保健、医療、教育等関係機関及び企業等と連携・協力のもと、就労支援を必要とする障害者等に対し、身近な場所で、必要な指導、助言その他の支援を行うしごとサポートを市内4か所（中部・東部・北部・西部）に設置しています。

この度、「しごとサポート東部」、「しごとサポート北部」及び「しごとサポート西部」の令和8年度以降の運営事業者を募集します。

#### （2）募集事業者数

- ・しごとサポート東部 1事業者
- ・しごとサポート北部 1事業者
- ・しごとサポート西部 1事業者

※一法人につき一か所のみの応募となります。

#### （3）業務内容

別紙「仕様書」のとおり

#### （4）事業規模（契約上限額）

金 97,500,000円（消費税含む）【各年度 19,500,000円】

※1事業所ごとの金額になります。

#### （5）契約期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日（5か年）

#### （6）履行場所

- ・しごとサポート東部 東灘区または灘区
- ・しごとサポート北部 北区
- ・しごとサポート西部 垂水区または西区

#### （7）費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しません。

### 3 契約に関する事項

#### （1）契約の方法

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）の規定に基づき、委託契約を締結します。契約内容は本市が定める委託契約約款のほか、仕様書及び企画提案書に基づき決定します。

なお、契約の締結に際し、万一応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあります。

## (2) 委託料の支払い

各年度の委託料は、2回に分けて支払うこととします。

1回目については、年度当初に受託者の請求に基づき委託料の4割を前払いします。

2回目については、業務完了後、本市の検査を経て、受託者の請求に基づき残額を支払います。

## (3) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたとき又はその他の委託契約約款に定める契約解除条項に抵触したときは、本市は契約を解除することができます。

## 4 応募資格

応募申込みにあたっては、次の各号の要件を全て満たす必要があります。要件を満たさない項目があった場合は欠格とし、審査を行いません。

(1) 本実施要領の事業目的に従って、事業を実施する法人であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、役員若しくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条に該当する者）でないこと。

※ 提出された法人情報を申込資格確認のために、警察等関係機関への照会資料として使用する場合があるとともに、契約後、上記の者に該当することが判明した場合には、違約金の請求、契約解除の対象となります。

(3) 以下の事項に該当すること

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（更生計画認可決定や再生計画認可決定がなされている場合を含む。）。
- ③ 銀行取引停止、主要取引先からの取引停止、支払停止行為等の事実がないこと。
- ④ 参加申請関係書類の提出期間の最終日から受託候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止の措置に該当しない者。
- ⑤ 代表者及び役員に破産者及び拘禁刑（禁錮）以上に処せられている者がいないこと。
- ⑥ 国税（法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む）をいう。）及び地方税について未納の税額又は滞納がないこと。

(4) 公募説明会に出席すること。

## 5 スケジュール

令和7年12月18日（木）	: 公募開始および実施要領等配布
令和8年1月8日（木）17時まで	: 説明会申込み締切
令和8年1月9日（金）	: 説明会
令和8年1月9日（金）～15日（木）17時まで	: 質問書受付期間
令和8年1月21日（水）	: 質問書回答
令和8年1月28日（水）17時必着	: 応募申請書、企画提案書等の提出期限
令和8年2月下旬	: 受託候補者決定及び通知
令和8年3月2日（月）～31日（火）	: 事業引継ぎ期間
令和8年3月下旬	: 契約締結

## 6 応募手続き等に関する事項

### (1) 提出資料

- (ア) しごとサポート運営業務委託応募申請書（様式1）
- (イ) 神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書（様式2）
- (ウ) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないことの誓約書（様式3）
- (エ) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条各号に該当しない旨の誓約書兼兵庫県警察本部長照会に関する承諾書（様式4）
- (オ) 定款又は寄付行為
- (カ) 法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）  
＊申請日以前3か月以内に発行されたもの。写しの場合は原本証明をしてください。
- (キ) 直近年度の法人税・消費税の納税証明書（その2、その3の3）
- (ク) 直近3か年の法人税申告書の写し（法人税別表1, 2, 4, 5(1), 5(2), 7）及び消費税申告書の写し
- (ケ) 法人等の財務状況に関する書類（損益計算書（社会福祉法人の場合は、資金収支計算書及び事業活動収支計算書）、貸借対照表、会計監査人及び監査役会により監査を受けた場合その監査報告書、直近の3年）
- (コ) しごとサポート設置場所の登記簿謄本又は賃貸借契約書の写し
- (サ) 企画提案書（様式5）

### (2) 説明会の開催

実施要領等に関する説明会を下記のとおり開催します。説明会の出席が応募の要件となりますので、応募予定法人は必ず説明会に出席してください。

別添の「しごとサポート運営業務委託事業者 公募説明会参加申込書」を作成し、令和8年1月8日（木）17時までに下記メールアドレスへ送信してください。

① 開催日時：令和8年1月9日（金）10時30分～12時00分

② 開催場所：神戸市役所1号館24階 1241会議室

（神戸市中央区加納町6丁目5番1号）

③ メールアドレス：[shuro@city.kobe.lg.jp](mailto:shuro@city.kobe.lg.jp)

※件名に「しごとサポート公募説明会申込（法人名）」と記載すること。

※申込受付を確認後、翌開催日までにいただいた電子メールに、受付確認の返信をしますので、届かない場合はお問い合わせください。

### (3) 質疑応答

応募者は、質疑がある場合には質疑の要旨を簡潔にまとめ、別添「質問書」を作成し、下記受付期間内に電子メールにより送信してください（質疑がない場合も、その旨を記載した電子メールを送信してください）。電話・FAX等による問い合わせは、受け付けません。

① 受付期間：令和8年1月9日（金）から令和8年1月15日（木）17時まで

※件名に「しごとサポート質問書（法人名）」と記載すること

※受付期間終了後の提出は認めません。

② メールアドレス：[shuro@city.kobe.lg.jp](mailto:shuro@city.kobe.lg.jp)

③ 回答方法：応募者全員に対し、令和8年1月21日（水）に質問事項及び回答を、「質問書」に記載の電子メール宛てに送信します。

④ その他：質疑に対する回答は、実施要領記載事項の補完、追加又は修正事項とみなします。

(4) 応募申請書、企画提案書等の提出

- ① 提出期限：令和8年1月28日（水）17時必着
- ② 提出部数：（ア）～（コ）各1部、（サ）は8部
- ③ 提出場所：〒650-8570

神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市福祉局障害福祉課

- ④ 提出方法 上記提出場所に持参又は郵送により提出してください。

\*持参による場合の受付時間は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、9時～12時、13時～17時になります。

\*応募書類の修正については、提出期間の終了後は受け付けません。

応募状況等の問い合わせ及び提出書類内容の確認については、一切受け付けません。

応募を辞退する場合は、応募申請辞退届（様式6）を作成のうえ障害福祉課まで速やかに提出してください。

## 7 選定に関する事項

### （1）審査基準

審査は、次の表に掲げる審査項目及び審査の視点に基づいて、審査します。

選定基準項目	配 点
① これまでの事業実績 <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉サービス事業の運営</li> <li>・障害者に対する相談支援</li> <li>・就労関係機関との連携</li> <li>・企業、事業所に対する障害者の就労に関する働きかけ</li> <li>・障害者に対する就労支援の個別具体的な対応</li> <li>・地域の社会資源等との連携</li> <li>・法人の障害者雇用の状況</li> </ul>	55点
② 今後の事業計画（就労に向けた支援と就労後の定着支援） <ul style="list-style-type: none"> <li>・しごとサポート設置の趣意、運営方針</li> <li>・圏域内の障害者に対する公平な支援の提供についての考え方</li> <li>・就労関係機関及び神戸市障害者雇用推進員との連携</li> <li>・企業、事業所における障害者等の就労支援に関する取り組み</li> <li>・障害者手帳所持者及び障害者手帳を所持しない者等への就労に関する相談体制</li> <li>・地域の福祉関係機関及び教育機関との連携</li> <li>・就労支援を充実させるための地域ネットワーク形成への取り組み・参加</li> <li>・従事者の資質向上を目指した取り組み</li> </ul>	70点
③ 人員配置及び訓練施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・確保している従事者数</li> <li>・従事者の保有資格等</li> <li>・従事者の実務経験</li> <li>・基礎訓練を行うための併設施設又は提携施設</li> </ul>	30点
④ 事務所の配置と設備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセス</li> <li>・設備（建物、室内）</li> </ul>	15点
⑤ 法人の運営基盤	10点
⑥ 地元企業	20点
合 計	200点

## （2）選定方法

- ① 本企画提案の審査については、神戸市職員により構成する選定委員会が提出書類に基づき選定します。
- ② 委員会及び神戸市福祉局障害福祉課において必要と認めた場合には、現地調査の実施や応募法人の代表者に対して説明を求めることがあります。
- ③ 審査の結果、評価点が最も高い者を受託候補者とします。なお、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、内容点のうち「②今後の事業計画」の得点が高い方とします。「②今後の事業計画」の得点が同点となった場合は、くじ引きにより決定します。
- ④ 選定事業者が1社であった場合には、評点が6割以上であれば受託候補者とします。

## （3）失格事由

- 次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外します。
- ① 他の応募者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ② 事業者選定終了までの間に、他の応募者へ企画提案の内容を意図的に開示すること。
- ③ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- ④ その他の選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

## （4）選定結果の通知・公表

- ① 選定結果は、各応募者に文書にて通知するとともに、本市ホームページに掲載します。受託候補者に決定した応募者については、法人名をホームページにより公表します。
- ② 受託候補者に選定されなかった応募者に限り、審査結果の通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日等を除く。）以内に受託候補者に選定されなかった理由について、書面により説明を求めるすることができます。この場合、説明を求めることができる期間の末日の翌日から起算して原則として10日（休日等を除く。）以内に書面等により回答します。理由の説明については原則として応募者の評価項目別の点数を示すものとします。
- ③ 受託候補者が本実施要領に違反した場合や、提出書類に虚偽の内容等があり提案内容の実現の可能性が著しく低いと本市が判断した場合は、受託候補者の資格を取り消します。その場合、審査において次点であった者が受託候補者となります。次点の者がいない場合は、本件募集手続きを中止します。

## 8 留意事項

- （1）応募者は、この実施要領を熟読し、内容を遵守してください。
- （2）本事業者の公募は、神戸市の令和8年度予算の成立を前提としており、予算が成立しない場合は契約を締結しないものとします。
- （3）応募者は、選定後、この実施要領等に関する不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。
- （4）選定された事業者は、本事業を利用して、企業活動の一環として他で行う事業の勧誘等営利を目的とする活動及び公序良俗に反する活動若しくは政治的活動・宗教的活動をすることはできません。
- （5）選定された事業者は、業務を第三者に委託することはできません。

(6) 選定の結果、各しごとサポートにおいて今回の受託法人とこれまでの受託法人が異なる場合は、業務に支障が生じないよう、令和8年3月31日までに、全ての業務について円滑に引き継ぎを受けてください。

(7) 事業の継続が困難となった場合の措置

① 選定された事業者の責めに帰すべき事由による場合

選定された事業者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難となった場合は、神戸市は、委託契約を解除することができるものとします。この場合、神戸市に生じた損害は選定された事業者が神戸市に賠償するものとします。

② 不可抗力等による場合

不可抗力等、神戸市及び選定された事業者双方の責めに帰すことの出来ない事由により、事業の継続が困難となった場合、事業継続の可否について協議するものとする。神戸市と選定された事業者との間で協議を行い、その結果、事業の継続が困難だと判断した場合は、神戸市はその委託契約を解除することができるものとします。

## 9 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

① 企画提案書の作成に要する費用は、応募者の負担とします。

② 提出書類は、理由に関わらず一切返却しません。

③ 提出された書類は、神戸市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、受託候補者に選定されたかどうかに関わらず、同条例第10条各号に該当する情報を除いて、公開の対象となります。

④ 神戸市は、提出書類を本公募実施以外の目的で、応募者に無断で使用しません。  
(神戸市情報公開条例に基づく公開を除く。)

⑤ 上記「5 スケジュール」に定める書類の受付期間後の書類提出、差し替え等は認めません。

⑥ 応募申込み後に、「応募申込み資格等」に定める資格を満たさなくなった者の公募参加は無効とします。

(2) 担当部署（書類提出先・問合せ先）

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市福祉局障害福祉課 浅田、井上（電話番号 078-322-5228）

メールアドレス：[shuro@city.kobe.lg.jp](mailto:shuro@city.kobe.lg.jp)